

## 設置の趣旨等を記載した書類（電子情報通信工学科）

### 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p. 2
2. 学部・学科等の特色	p. 5
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	p. 5
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 6
5. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件	p. 7
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる 場合の具体的計画	p. 7
7. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を 必要とする場合の具体的計画	p. 7
8. 取得可能な資格	p. 8
9. 入学者選抜の概要	p. 8
10. 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 10
11. 施設、設備等の整備計画	p. 10
12. 管理運営	p. 11
13. 自己点検・評価	p. 12
14. 情報の公表	p. 12
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	p. 15
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 15

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### 【設置する理由・必要性】

熊本高等専門学校（以下「熊本高専」という。）では、熊本キャンパスに情報通信エレクトロニクス工学科、制御情報システム工学科、人間情報システム工学科（各学科の入学定員 40 人）を設置し、電子情報系人材を育成してきた。近年、以下の社会的・地域的な背景で述べるとおり、Society 5.0 の実現に必要な人材、特に熊本県では半導体人材の確保が喫緊の課題となっており、これまで以上に情報技術をより深く修得した情報探究系人材を育成するため、各学科の教育課程を改編（情報系科目の充実と高度化、アントレプレナーシップ科目の新設など）するとともに、各学科の特徴をより明確にして志願者に分かりやすくするため学科名称を電子情報通信工学科、知能制御情報工学科、情報工学科とし、各学科の入学定員を 40 人から 3 人増員して 43 人とする。

### 【社会的・地域的な背景】

#### ①国の施策

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）<sup>1</sup>において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が提唱された。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）<sup>2</sup>では、我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」と表現し、その実現に必要なものとして、「サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靭な社会への変革」「新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる『知』の創造」「新たな社会を支える人材の育成」をあげている。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）（令和 5 年 12 月 26 日 閣議決定）<sup>3</sup>では、「デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術の活用による地域の社会課題解決を全国で進めるためには、その担い手となるデジタル人材の育成・確保が不可欠である。しかし、現状では、デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となっている。」として、取り組むべく重点領域の中に「高等教育機関等におけるデジタル人材の育成」をあげている。

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）（令和 4 年 5 月、教育未来創造会議）<sup>4</sup>では、未来を支える人材像として、「急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレナーシップ）を備えた人材」を、今後特に重視する人材育成の視点として、「デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域 振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成」をあげている。

---

<sup>1</sup> <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

<sup>2</sup> <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_denen/pdf/20231226honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20231226honbun.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/220510honbun.pdf>

## ②熊本県等の施策

熊本県産業成長ビジョン(令和2年12月)<sup>5</sup>では、「地域を牽引していく人材を育成し、輩出する役割を担っている教育機関等と連携しながら、IT人材等の本県産業を支える人材の育成を進める」としている。

くまもとDXグランドデザイン(令和4年2月,DXくまもと創生会議)<sup>6</sup>では、「大学教育などにおいて、大学間連携や地域連携を推進し、地域社会で活躍できる以下のような次代を担う人材を育成・輩出する。A. データサイエンティスト、データエンジニア、アーキテクトなどのデジタル人材、B. 地域経済の発展、地域社会の課題解決などを企画・実行できる起業家などのイノベーター型人材」としている。

くまもと半導体産業推進ビジョン(令和5年3月)<sup>7</sup>【資料1】<sup>8</sup>では、「半導体専門知識を有する人材だけでなく、オペレーターや、デジタル化対応人材など、あらゆる方面で人材が不足」「デジタル化等も含め労働生産性の向上を行った上で、半導体だけでなくデジタル領域も含めて必要人材の育成・確保が必要」「DX・半導体教育のほか、アントレプレナーシップ教育(起業家教育)やデータサイエンス教育などを通じて、チャレンジ精神に溢れグローバルな人材の育成に取り組む」としている。

くまもと新時代共創総合戦略(令和6年12月)<sup>9</sup>では、「産業界、教育機関や行政機関等と連携しながら、半導体関連産業の人材育成と確保の取組みを推進」としている。

### 【育成する人材像】

電子情報通信工学科は、電子工学および情報通信工学に関する基礎技術を基盤として、半導体技術に関連するマイクロエレクトロニクス分野や、無線技術を含む高度化する情報通信ネットワーク分野に関する技術を修得し、多様な社会的課題の解決に応えることのできる技術者を育成する。

### 【卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)】

育成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関は【資料2】のとおり。

#### ①卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

熊本高等専門学校は目標とする人材を育成するため、本校に在籍し準学士課程において以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。

1. **(工学の基礎)** 工学的基礎知識と情報を活用する力
2. **(専門力)** 専門学科で定める工学的専門知識を問題解決や技術開発に応用・実践できる力
3. **(教養と協働)** 社会の役に立つ技術を開発・実装するため、技術者に必要な倫理観、教養、国際感

---

<sup>5</sup> [https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/79162\\_130742\\_misc.pdf](https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/79162_130742_misc.pdf)

<sup>6</sup> <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/176524.pdf>

<sup>7</sup> [https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/168486\\_394477\\_misc.pdf](https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/168486_394477_misc.pdf)

<sup>8</sup> [https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/168486\\_394470\\_misc.pdf](https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/168486_394470_misc.pdf)

<sup>9</sup> <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/267504.pdf>

覚を身につけて社会的役割や責任を自覚し、他者を尊重して協働する姿勢

4. **(実行力と主体性)** アイデアの発出や概念の構築だけでなく、自らの手でモノづくりやコトづくりに携わり、課題解決に主体的に取り組む実践力

学科ごとの専門力

■ 電子情報通信工学科

半導体や電子工学などのエレクトロニクス分野および情報と通信技術の融合した情報通信分野の知識と技能に基づき、安心・安全で快適な情報化社会に貢献できる力

②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力・姿勢を身につけた人材を育成するために、必修科目と選択科目を設置し、講義、演習、実験、実習の方法で行うとともに、卒業研究を展開する。学修成果は試験等の成績に基づき評価する。

1. **(工学の基礎)** 自然科学系基礎科目および情報系基礎科目を設け、講義や演習を主とした方法により展開する。
2. **(専門力)** 学科ごとに専門科目を設け、講義や演習を主とした方法により展開するとともに、学んだ知識を実験や実習で体感させることにより理解を深めさせ、さらに卒業研究で総合的な応用力を身につけさせる。
3. **(教養と協働)** 人文社会科学系基礎科目を設け、講義を主とした方法により展開する。また、総合型基礎科目を設け、演習を主とした方法により展開する。
4. **(実行力と主体性)** 課題解決型授業やチャレンジ精神を養う総合型基礎科目を設け、演習を主とした方法により展開するとともに、卒業研究で総合的な応用力を身につけさせる。また、行動の基礎となる健康増進のための総合型基礎科目を設ける。

■ 全学科共通の基礎科目

- ・総合型基礎科目：リベラルアーツ実践、アントレプレナーシップ基礎、生涯スポーツⅠ～Ⅳなど
- ・自然科学系基礎科目：数学、物理、化学など
- ・人文社会科学系基礎科目：国語、英語、公共、倫理、歴史総合など
- ・情報系基礎科目：情報リテラシー、プログラミング入門、データサイエンスなど

■ 電子情報通信工学科の専門科目

- ・電子工学分野：電気回路学Ⅰ・Ⅱ、電子回路学Ⅰ・Ⅱ、半導体プロセスなど
- ・情報通信分野：通信システム工学、符号理論、ネットワーク工学など

電子情報通信工学科の一般科目及び専門科目の教育課程表を【資料3】に示す。また、カリキュラム・ポリシーと教育課程との対応を【資料4】に示す。ディプロマ・ポリシーに掲げた能力・姿勢を身につけた人材を育成するために必要な必修科目と選択科目を、カリキュラム・ポリシーに示した項目・分野に設置する。

### ③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める能力と適性

#### （知識）

- ・ 科学技術を学ぶのに必要な基礎学力を持っている人
- ・ 特に理数系科目が得意な人

#### （学ぶ意欲）

- ・ 科学や技術に関心を持ち、専門知識や技術の修得に意欲のある人
- ・ 社会への貢献意識を持っている人

#### （思考力・表現力）

- ・ 自分で考え、それを表現できる人

## 2. 学校・学部・学科等の特色

電子情報通信工学科の前身となる情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスのそれぞれの専門技術とともに両者を融合した内容及びその活用技術が学修できることを特徴とし、近年の情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化、グローバル化したニーズに応えられる技術者の育成を目指してきた。

今回の改組では、上記特徴を継承しつつ、すべての学生が高度情報専門人材として最新情報技術に対応できるためのカリキュラムを設定する。本校熊本キャンパスのどの学科の科目も選択できるように配慮し、学科の垣根を越えた「情報探究系人材」の育成を目指す。

## 3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

学科の名称： 電子情報通信工学科

Department of Electronics and Telecommunication Engineering

教育課程を修了した者に対しては、専門分野の知識・技術並びに最先端の情報工学との融合・複合により、社会並びに地域の様々なニーズに応えることが期待される。

この目的を達成するための十分な知識と技術を獲得した者に付与する称号を「準学士（工学）(Associate Degree of Engineering)」とする。

#### 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

教育課程の概要等を【資料5】に示す。

カリキュラム・ポリシー、及び教育課程（各授業科目）との対応関係は、上述のとおりである。

今回の改組では、図-1 に示すように、本学科を含む熊本高専全学科での情報系人材育成を行うことに大きな特色がある。具体的には、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）に対応することで、熊本高専全体で情報系人材の育成を実施する。更に、①半導体技術を含む情報系教育、②アントレプレナーシップ教育、③高専型リベラルアーツ教育、を共通の柱としたカリキュラムとする。

本学科を含む熊本キャンパスでは「情報探究系人材の育成」を実施する。各分野に必要なとされる情報技術をより深く修得し、多様な社会的課題の解決に活用できる高度な情報系人材を育成する。熊本キャンパスにおける既設3学科の定員を増やし、学科の垣根を越えた高度情報専門人材の育成を図る。

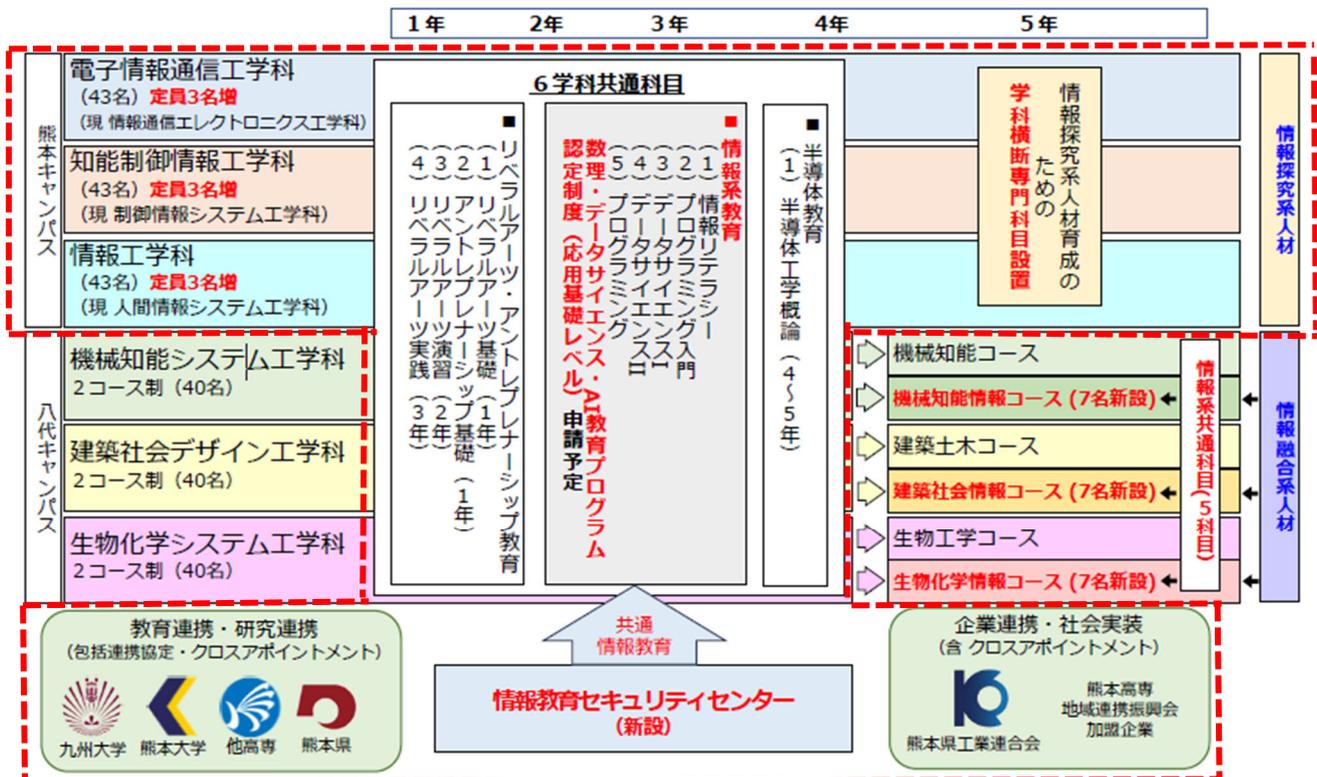


図-1 学科等改組の概要（赤枠部分が本学科を含む熊本キャンパス3学科に係る部分）

## 5. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件

1 学年から 3 学年において、学科共通の情報系科目を配置し、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」に対応することで、熊本高専全体で情報系人材の育成を実施する。

### 【進級・卒業要件】

- 1 学年： 1 年次開講の必修科目を全て修得していること
- 2 学年： 2 年次開講の必修科目を全て修得していること
- 3 学年： 3 年次開講の必修科目を全て修得していること
- 4 学年： 4 年次開講の必修科目を全て修得していること  
選択科目の専門応用科目から 3 単位以上を修得していること
- 5 学年： 5 年次の必修科目を全て修得するとともに、一般科目を 78 単位以上、専門科目を 82 単位以上修得し、さらに 5 年間の修得単位の合計が 169 単位以上であること

## 6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和 2 年度から分散登校の措置が取られ、Microsoft Teams、Google Classroom、WebClass などツールを活用したオンラインによる遠隔授業の体制も整えられた。しかし、実験や実習などの遠隔による実施が困難である科目や教育効果の面を考慮して、現在のところ教室以外の場所での履修は行っていない。ただし、「国立高等専門学校間単位互換」制度や「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」に基づき実施される授業については、単位認定を行っている。

本校では授業録画システムを導入し、令和 6 年度から運用を開始した。これは、教室にカメラを設置し、全ての授業を録画して保存するものであり、学生はオンデマンドで視聴することができるシステムである。このシステムは、授業の復習や欠席等で授業に参加できなかった場合に視聴することを想定しているが、対面形式の授業へ参加が困難な学生で合理的配慮が必要とされる場合での活用も期待できる。現在のところ、熊本キャンパスでは教室 15 箇所と特別教室 2 箇所に設置されている。実験室やパソコン室などの幾つかの特別教室にはまだ設置されていないが、今後、整備を進める予定である。

## 7. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を必要とする場合の具体的計画

全学科の第 4 学年において、インターンシップを特別選択科目として開講する。この科目は、学生の積極的かつ自発的に行う学習活動の一つとして、教育上有益と認められるインターンシップ活動に関して、一定の成果が認められたものとして単位の修得を認定するものであり、事前・事後研修に積極的に参加

し、インターンシップ活動の総期間が、30 単位時間以上の学習活動を要する。評価は、①受け入れ企業による評価(30 点)、②事前教育(10 点)、③報告書等の事後教育(60 点)で行う。

海外語学研修等の学外実習を実施する計画はない。ただし、長期休暇期間等を活用して学生が自主的に行う海外での短期語学留学等については、渡航旅費等の一部を助成する制度があり、積極的な支援を行う。また、海外の協定校等と実施する国際交流研修プログラムに参加した学生には、規定の条件を満たす場合に特別選択科目「国際・異文化理解」の単位を認定する。

## 8. 取得可能な資格

改組後の学科において取得可能な資格については、以下を想定している。なお、現学科で取得可能な資格が、新学科で取得できないことがないように配慮している。

### ■ 電子情報通信工学科

#### ・ 第 1 級陸上特殊無線技士

ア：国家資格 イ：資格取得が可能（卒業時に認定） ウ：追加して選択科目を履修する必要がある

#### ・ 第 2 級陸上無線技士

ア：国家資格 イ：受験資格が取得可能（科目免除） ウ：追加して選択科目を履修する必要なし

#### ・ 電気通信主任技術者

ア：国家資格 イ：資格取得を推奨 ウ：追加して選択科目を履修する必要なし

#### ・ 情報処理技術者試験(基本情報)

ア：民間資格 イ：資格取得を推奨 ウ：追加して選択科目を履修する必要なし

## 9. 入学者選抜の概要

本校が求める入学者は、教育課程において学生が育むべき基礎的な知識・技能、これらを活用して自ら考え判断し表現する力、学習に取り組む意欲と、入学後にディプロマ・ポリシーで掲げる技術者に必要な資質や能力を身に付けるための基盤として、次のとおりとする。求める学生像に示された意欲、学力及び適性を有する者を、以下の選抜方法により確認し、受け入れる。

### 【入学者選抜の基本方針】

入学者の選抜は、推薦選抜と学力選抜、帰国生徒特別選抜の三つの方法で行う。

アドミッション・ポリシーの各項目と入学者選抜方法（入学者選抜時に評価する内容）の対応については、下表のとおり。

## アドミッション・ポリシーの各項目と入学者選抜方法

アドミッション・ポリシー	推薦選抜	学力選抜	帰国生徒特別選抜
<b>(知識)</b> ・科学技術を学ぶのに必要な基礎学力を持っている人 ・特に理数系科目が得意な人	・調査書「学習の記録」	・調査書「学習の記録」 ・学力検査	・調査書「学習の記録」 ・学力検査
<b>(学ぶ意欲)</b> ・科学や技術に関心を持ち、専門知識や技術の修得に意欲のある人 ・社会への貢献意識を持っている人	・面接 ・調査書「特別活動の記録、他」 ・志望理由書	・調査書「特別活動の記録、他」 ・志望理由書	・面接 ・調査書「特別活動の記録、他」 ・志望理由書
<b>(思考力・表現力)</b> ・自分で考え、それを表現できる人	・面接 ・志望理由書	・志望理由書	・面接 ・志望理由書

①推薦選抜：在籍する学校長が人物・学業ともに優れていると認めて推薦する人で、本学への適性を有し、合格した場合は必ず入学する人を選抜する。募集人員は入学定員の40%（17人）程度とする。

実施方法は次のとおり。

- ・調査書（135点満点）、特別活動（10点満点）、面接（60点満点）の総合評価で選抜する。
- ・調査書の点数は、学習の記録の5段階評価において、「第2学年の教科の9教科の評点の和に、第3学年の9教科の評点の和の2倍を加算した総和」である。
- ・特別活動は、生徒会活動、部活動及び資格取得について評価する。
- ・志望理由書により学ぶ意欲を確認する。

②学力選抜：数学及び理科の科目に重点をおき、本学での勉学に必要な素養と基礎学力を備えた人を選抜する。募集人員は入学定員の60%（26人）程度とする。

実施方法は次のとおり。

- ・内申点（135点満点）と学力検査（600点満点）の総合評価で選抜する。
- ・内申点は、学習の記録の5段階評価において、「第2学年の教科の9教科の評点の和に、第3学年の9教科の評点の和の2倍を加算した総和」である。
- ・学力検査は、数学、理科（各150点満点）、英語、国語、社会（各100点満点）の5教科で、高専機構統一問題によるマークシート形式の筆記試験である。
- ・志望理由書により学ぶ意欲を確認する。

③帰国生徒特別選抜：出願資格及び要件を満たす人で、理科、英語、数学の科目及び面接により、本学での勉学に必要な素養と基礎学力を備えた人を選抜する。募集人員は若干名とする。

実施方法は次のとおり。

- ・内申点（135 点満点）と学力検査（400 点満点）、面接（75 点満点）の総合評価で選抜する。
- ・内申点は、学習の記録の 5 段階評価において、「第 2 学年の教科の 9 教科の評点の和に、第 3 学年の 9 教科の評点の 2 倍を加算した総和」である。
- ・学力検査は、数学、理科（各 150 点満点）、英語（100 点満点）の 3 教科で、高専機構統一問題によるマークシート形式の筆記試験である。
- ・志望理由書により学ぶ意欲を確認する。

## 10. 教職員組織編成の考え方および特色

電子情報通信工学科の前身となる情報通信エレクトロニクス工学科の専門教育を行う教員数は、現在 12 名である。また、リベラルアーツ系（一般科目）を担当する教員は 15 名であり、総勢 27 名の教員で構成されている。

改組後の設置科目における教員配置については、【資料 5】に示すとおりとなる。教員組織の年齢構成については、完成年度となる令和 12 年度において【資料 6】のような構成となる予定である。また、教員の定年に関する規程は、【資料 7】に定められているとおりである。これらが示すとおり、各年齢層にバランスよく配置されていることから、教育研究水準の維持向上、活性化に支障はない。

## 11. 施設、設備等の整備計画

学科改組に伴い、基盤的環境を整備するため、以下の改修工事並びに設備整備を実施し、教育の高度化を図る。

### 【令和 7 年度】

#### （1）1 号棟改修工事

対象：1 年生の 3 教室

改修面積：207 m<sup>2</sup>

工期：R7. 8～R7. 9

#### （2）1 号棟・2 号棟・3 号棟・5 号棟改修工事

対象：カンファレンスルーム、PBL 演習室、多目的教室、ICT ホール、

ICT 演習室 1、TE 科 PC 室、HI 科 PC 室・演習室、CI 科 PC 室

改修面積：991 m<sup>2</sup>

工期：R7. 4～R8. 3

(3) PC 用 OA デスク更新、PC 室内ネットワーク機器設備

【令和 8 年度】

(4) 1 号棟改修工事

対象：2 年生の 3 教室

改修面積：207 m<sup>2</sup>

工期：R8. 8～R8. 9

(5) 1 号棟・6 号棟改修工事

対象：基礎実験室、情報セキュリティ演習室

改修面積：410 m<sup>2</sup>

工期：R8. 4～R8. 9

【令和 9 年度】

(6) 1 号棟・3 号棟改修工事

対象：3 年生の 2 教室

改修面積：147 m<sup>2</sup>

工期：R9. 8～R9. 9

【令和 10 年度】

(7) 1 号棟・3 号棟改修工事

対象：4 年生の 2 教室

改修面積：138 m<sup>2</sup>

工期：R10. 8～R10. 9

【令和 11 年度】

(8) 1 号棟・3 号棟改修工事

対象：5 年生の 2 教室

改修面積：138 m<sup>2</sup>

工期：R11. 8～R11. 9

## 12. 管理運営

熊本高等専門学校学則（提出書類 3）第 12 条の規定に基づき、熊本高等専門学校内部組織規則【資料 8】を制定し、同規則第 11 条第 1 号、及び同条第 3 号に基づき、企画運営及び教学面における管理体制を構築して教学事項について審議している。具体的には次の会議等を設置している。

①企画運営組織

- ・企画運営会議

- ・キャンパス運営会議
- ・財務企画会議
- ・教員会議
- ・学科会議
- ・入学者選抜委員会
- ・学生募集室

#### ②学務運営組織

- ・教務委員会
- ・担任会
- ・学修支援室
- ・キャリア教育支援室

※本校の運営組織図を【資料9】に示す

### 13. 自己点検・評価

熊本高等専門学校学則第12条の規定に基づき、熊本高等専門学校内部組織規則を制定し、更に同規則第11条第2号の組織として熊本高等専門学校点検評価室（以下、「評価室」という。）を設置して、本校の教育活動等の点検・評価を実施している。

本校の自己点検評価は、次の各号により実施することとしている。

- ①本校の自己点検評価体制は、「熊本高等専門学校自己点検評価及び外部評価実施要項」【資料10】（以下「要項」という。）の別紙1「熊本高等専門学校組織図（点検評価・教学マネジメントサイクル）」による。
- ②要項第2条第1号に基づき、毎年度、各種委員会が別紙2の「教育システム点検改善シート」を作成することとし、評価室は、必要に応じ本校の運営組織（以下「運営組織」という。）に自己点検と改善を依頼し、その改善結果について報告を求めるものとしている。
- ③要項第2条第2号に基づき、評価室は、運営組織の協力を得て、5から7年ごとに、別表に掲げる「評価項目及び評価基準」（以下「基準」という。）に基づき、本校が行う教育研究活動等の目的への達成状況及び成果等を勘案した上で、基準ごとに設けた観点に係る現状分析及び整理を行うことにより実施することとしている。

### 14. 情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、次の事項に係る本校の教育情報を下記のホームページで公表している。

○ホームページ>学校案内>公開情報>教育情報の公表

URL <https://kumamoto-nct.ac.jp/general/openinfo/disclosure.html>

①教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)

1. 目的・理念, 育成する人材像
2. 学科・専攻科の目的  
本科 / 専攻科

②教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)

1. 熊本高専について
2. 学科・専攻科紹介
3. 各種センター  
ICT活用学習支援センター / 地域イノベーションセンター /  
グローバルリーダーシップ育成センター

③教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)

1. 組織
2. 学科・専攻科毎の専任教員数  
(1)年齢別構成(2)男女・役職別
3. 学科別教員紹介(学位・業績\*)
  - ・熊本キャンパス  
情報通信エレクトロニクス工学科 / 制御情報システム工学科 /  
人間情報システム工学科/ 共通教育科
  - ・八代キャンパス  
機械知能システム工学科 / 建築社会デザイン工学科 / 生物化学システム工学科/  
共通教育科

④入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。(第4号関係)

1. 入学者受入方針・入学者数  
本科入学試験 / 4年次編入学試験 / 専攻科入学試験
2. 学生数(入学定員・在籍者)
3. 卒業(修了)者数・進学者数・就職者数・就職状況

⑤授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)

1. 学生便覧・シラバス
2. 教育課程
  - ・本科  
共通教育科(熊本キャンパス・八代キャンパス)  
情報通信エレクトロニクス工学科 / 制御情報システム工学科 / 人間情報システム工学科  
機械知能システム工学科 / 建築社会デザイン工学科 / 生物化学システム工学科
  - ・専攻科

電子情報システム工学専攻 / 生産システム工学専攻

3. JABEE 対応教育プログラム

電子情報システム工学教育プログラム / 生産システム工学教育プログラム

4. 行事予定

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)

1. 学生便覧(キャンパスガイド)

・本科

成績評価の認定基準

進級・卒業要件

取得可能な学位: 準学士

・専攻科

成績評価の認定基準: 電子情報システム工学専攻 / 生産システム工学専攻

修了要件: 電子情報システム工学専攻 / 生産システム工学専攻

取得可能な学位: 電子情報システム工学専攻 / 生産システム工学専攻

⑦校地, 校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)

1. 所在地(熊本キャンパス / 八代キャンパス)

2. 施設紹介(熊本キャンパス / 八代キャンパス)

3. 図書館

4. 学生生活

⑧授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)

1. 授業料・入学料(本科, 専攻科)

2. 教材購入費

3. 学生寮

熊本キャンパス 明和寮(男子・女子)

八代キャンパス 八龍寮(男子)・夕葉寮(女子)

⑨学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)

1. 学内の学生支援

入学料・授業料・寄宿料の免除及び徴収猶予

熊本キャンパス(本科、専攻科)

八代キャンパス(本科、専攻科)

保健衛生

学生相談

就職・進学支援

学寮

熊本キャンパス 規則、明和寮(男子・女子)

八代キャンパス 規則、八龍寮(男子)・夕葉寮(女子)

2. 学外機関による学生支援

奨学制度

熊本キャンパス(本科、専攻科)/ 八代キャンパス(本科、専攻科)  
高等学校等就学支援金  
熊本キャンパス / 八代キャンパス

## 15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

教育内容の改善を図るための組織として教学マネジメント室教育改善チームがあり、『適切な準備や工夫により、学生が効率よくシラバスの到達目標を達成し、学びの意欲が高まる授業』を目標に、研修会・勉強会の開催、外部研修会等の参加費の支援、優れた教育の実践例の情報提供等により、授業改善・授業力向上を目指す教員を支援している。具体的には、次の様な活動を行なっている。

### ①合同教員研修会

両キャンパスの全教員が参加する研修会で、毎年8月に開催している。令和6年度の研修会は、入学者選抜方法をテーマに行われた。

### ②勉強会型の研修会

不定期に開催される研修会で、外部講師を招いて講演会を実施している。令和6年度は、ファシリテーションスキルの向上を目的として、ペップトークに関する講演会が実施された。

### ③授業アンケートの実施

開講期間の中間と終了の2回、全ての授業科目において実施しており、集計結果が担当教員に提供され、学生にもフィードバックしている。

### ④教育改善グループ活動や学内授業研究の推進

教育改善グループとは4～7名程度で構成されるグループで、教員は少なくとも1つのグループに所属する。グループ内で相互に授業を見学したり、授業アンケートの集計結果を見て、改善策を検討したりしている。

### ⑤外部研修会への参加支援

学外で開催される研修会の情報を共有し、参加を希望する教員に対して参加費や旅費等の支援を行っている。

## 16. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制

該当する授業科目として、「リベラルアーツ基礎(1年生)」「リベラルアーツ演習(2年生)」「リベラルアーツ実践(3年生)」がある。これらの科目では、答えが与えられていない問いに対して、新たな解を探求する力を育成する。そのためには、アカデミックスキルやジェネリックスキルに関する知識を有している必要があり、また、必要な情報を組み合わせて利活用する能力、ものごとを分析して論理的・批判的に考察する能力、解を得る過程や解を共有する際に必要な表現力・協働力・コミュニケーション力が求められる。様々な概念についての基礎的な理解を得たうえで、学生同士で協同しながら異分野の知識を組み合わせて解を見出す体験学習を実施する。

新しい授業科目として「アントレプレナーシップ基礎(1年生)」を導入する。この科目では、これからの社会を生き抜くために必要となるリーダーシップや思考スキル・課題解決の手法について学びながら、機会志向・自主自立のマインドを醸成する。また、学外で開催されるアントレプレナーシップの醸成に関連するプログラムに参加した場合、条件を満たせば特別選択科目「アントレプレナーシップチャレンジ」の単位を認定する。

第4学年の夏季休業期間を利用したインターンシップを推奨しており、職業訓練によるキャリア教育を行う。また、特別選択科目「キャリアデザイン(4年生)」では、企業の方にそれぞれの業種について説明してもらったり、キャリアコンサルタントを講師として自己分析の講演をしていただいたりして、自分自身の将来のキャリア形成に役立てることを目的としている。

これらの授業科目を履修することにより、社会的・職業的自立のための成長を促す指導を行う。

設置の趣旨等を記載した書類【資料】（電子情報通信工学科）

目 次

【資料1】くまもと半導体産業推進ビジョン概要	p. 2
【資料2】育成する人材像と3ポリシーについて	p. 3
【資料3】教育課程表（一般科目、専門科目）	p. 4
【資料4】カリキュラム・ポリシーと教育課程との対応表	p. 6
【資料5】教育課程の概要等	p. 7
【資料6】教員年齢構成	p. 10
【資料7】国立高等専門学校機構教職員就業規則	p. 11
【資料8】熊本高等専門学校内部組織規則	p. 29
【資料9】熊本高等専門学校運営組織図	p. 36
【資料10】熊本高等専門学校自己点検評価及び外部評価実施要項	p. 37

第一章 策定の趣旨

- ・ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に即応することが望まれる県経済において、台湾の世界的半導体メーカーであるTSMCが、我が国初の工場を熊本に建設することが決定。県では「半導体産業集積強化推進本部会議」を設置し、その受入体制の強化を進めている。
- ・これを契機として、半導体のみならず、県内産業の更なる振興と県下全域における県経済の成長を実現するため、今後の産業振興施策の方針となる「くまもと半導体産業推進ビジョン」を策定し、産学官金が連携しながら取組みを推進していく。

【計画期間】令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）の10年間 ※社会情勢の変化等を踏まえて適宜内容を見直し

第二章 半導体産業を取り巻く環境の変化と本県における現状と課題

(1) 社会環境の変化

- ◆第4次産業革命による産業構造の変化とSociety 5.0の実現
- ◆新型コロナを契機としたデジタル化の加速
- ◆経済安全保障を取り巻く環境の変化、自然災害の大規模化や新型コロナの影響等によるサプライチェーンの脆弱性の顕在化
- ◆SDGsへの取組みの広がり

(2) 半導体関連産業の変遷

- ◆国内外の半導体関連産業の市場動向
- ◆半導体市場・ユーザー・半導体用途の変遷
- ◆半導体製造技術の変遷
- ◆半導体工場誘致の波及効果

(4) 本県の半導体関連産業の現状と課題

- ◆本県の半導体サプライチェーンの現状と課題
- ◆本県の半導体人材確保・育成の現状と課題
- ◆本県の半導体イノベーション・エコシステムの現状と課題

(3) 諸外国における半導体関連産業向けの施策

- ◆世界のサプライチェーン構築に関する動向
- ◆世界の人材確保・育成に関する動向
- ◆半導体イノベーション・エコシステム構築の動向

(5) 今後の課題

- ◆半導体サプライチェーンの強靱化
- ◆安定した半導体人材確保・育成
- ◆半導体イノベーション・エコシステムの構築

第三章 2030年頃に向けて目指す姿

「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」

(1) 世界に半導体を供給し続ける拠点・熊本

- ◆半導体安定供給体制の実現
- ◆全国に先駆けた三次元積層実装産業の実現
- ◆環境と調和した半導体産業の実現

(2) 半導体人材が集う拠点・熊本

- ◆世界に通用する半導体人材の集積
- ◆誰もが半導体に親しみと誇りを持つ
- ◆半導体人材が多様な産業との繋がりを持つ

(3) 半導体を核とした産業創出拠点・熊本

- ◆半導体と他の産業の融合によるスタートアップや新産業創出
- ◆半導体に支えられたDX/GXの加速化
- ◆半導体関連産業を核とした世界とつながるイノベーション・エコシステムの実現

第四章 目指す姿を実現するための3つの方針と取組み

【方針1】半導体サプライチェーンの強靱化

＜重点取組み＞ 企業の国際競争力強化に向けた、研究開発から事業拡大等の各段階における切れ目のない支援

方針に基づく取組み

- 1-1 前工程や半導体製造装置の更なる競争力強化（既存技術の競争力強化）
- 1-2 三次元積層実装産業の創出に向けた研究開発の実施（新技術の研究開発）
- 1-3 切れ目なくつながる強靱な半導体サプライチェーンの構築
- 1-4 道路や鉄道など交通インフラの整備や交通基盤技術活用による円滑な半導体サプライチェーンの構築
- 1-5 半導体サプライチェーンにおける環境負荷の低減

【方針2】安定した半導体人材の確保・育成

＜重点取組み＞ 企業のDXによる労働生産性向上、リスクリングによる実践型人材の育成支援や幅広い世代に応じた半導体教育

方針に基づく取組み

- ＜短期的な人材確保・育成＞
- 2-1 リスキリング、企業インターン等を通じた実践型人材育成プログラムの充実
- 2-2 県一丸となったブランディングと必要な半導体人材像の明確化支援
- 2-3 移住定住施策等の推進による人材の確保の支援
- 2-4 DXの推進による労働生産性の向上

＜中長期的な人材確保・育成＞

- 2-5 県民の半導体教育機会の確保
- 2-6 大学・高等・企業等の連携による半導体教育プログラムの充実

【方針3】半導体イノベーション・エコシステムの構築

＜重点取組み＞ UXプロジェクトと連携した半導体産業を核とする異分野のオープンイノベーションの推進と新産業創出のためのマッチング・事業化支援

方針に基づく取組み

- 3-1 半導体出口産業とのマッチング機会の確保
- 3-2 半導体産業関連ベンチャー・スタートアップの支援
- 3-3 イノベーション・エコシステム構築に向けた支援体制の強化
- 3-4 半導体の活用によるDXの推進
- 3-5 異業種と連携したオープンイノベーションプログラムの推進
- 3-6 国際連携の推進

第五章 ビジョンの推進

- ◆産官学金の連携・協働による進捗管理体制の構築、KPI管理

## 【資料2】

### 育成する人材像と3ポリシーについて【電子情報通信工学科】

#### <育成する人材像>

電子工学および情報通信工学に関する基礎技術を基盤として、半導体技術に関連するマイクロエレクトロニクス分野や、無線技術を含む高度化する情報通信ネットワーク分野に関する技術を修得し、多様な社会的課題の解決に応えることのできる実践的技術者を育成する。

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p><b>1. (工学の基礎)</b> 工学的基礎知識と情報を活用する力</p>	<p><b>1. (工学の基礎)</b> 自然科学系基礎科目および情報系基礎科目を設け、講義や演習を主とした方法により展開する。</p> <p>&lt;自然科学系基礎科目&gt; 数学、物理、化学など</p> <p>&lt;情報系基礎科目&gt; 情報リテラシー、プログラミング入門、データサイエンスなど</p>	<p><b>1. (知識)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術を学ぶのに必要な基礎学力を持っている人</li> <li>・特に理数系科目が得意な人</li> </ul> <p><b>2. (学ぶ意欲)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学や技術に関心を持ち、専門知識や技術の修得に意欲のある人</li> <li>・社会への貢献意識を持っている人</li> </ul> <p><b>3. (思考力・表現力)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で考え、それを表現できる人</li> </ul>
<p><b>2. (専門力)</b> 専門学科で定める工学的専門知識を問題解決や技術開発に応用・実践できる力</p> <p>&lt;学科ごとの専門力&gt;</p> <p>半導体や電子工学などのエレクトロニクス分野および情報と通信技術の融合した情報通信分野の知識と技能に基づき、安心・安全で快適な情報化社会に貢献できる力</p>	<p><b>2. (専門力)</b> 学科ごとに専門科目を設け、講義や演習を主とした方法により展開するとともに、学んだ知識を実験や実習で体感させることにより理解を深めさせ、さらに卒業研究で総合的な応用力を身につけさせる。</p> <p>&lt;専門科目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子工学分野：電気回路学Ⅰ・Ⅱ、電子回路学Ⅰ・Ⅱ、半導体プロセスなど</li> <li>・情報通信分野：通信システム工学、符号理論、ネットワーク工学など</li> </ul>	
<p><b>3. (教養と協働)</b> 社会の役に立つ技術を開発・実装するため、技術者に必要な倫理観、教養、国際感覚を身につけて社会的役割や責任を自覚し、他者を尊重して協働する姿勢</p>	<p><b>3. (教養と協働)</b> 人文社会科学系基礎科目を設け、講義を主とした方法により展開する。また、総合型基礎科目を設け、演習を主とした方法により展開する。</p> <p>&lt;人文社会科学系基礎科目&gt; 国語、英語、公共、倫理、歴史総合など</p> <p>&lt;総合型基礎科目&gt; リベラルアーツ実践、アントレプレナーシップ基礎、生涯スポーツⅠ～Ⅳなど</p>	
<p><b>4. (実行力と主体性)</b> アイデアの発出や概念の構築だけでなく、自らの手でモノづくりやコトづくりに携わり、課題解決に主体的に取り組む実践力</p>	<p><b>4. (実行力と主体性)</b> 課題解決型授業やチャレンジ精神を養う総合型基礎科目を設け、演習を主とした方法により展開するとともに、卒業研究で総合的な応用力を身につけさせる。また、行動の基礎となる健康増進のための総合型基礎科目を設ける。</p>	

一般科目の教育課程表（令和8年度入学以降）

区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基礎科目	国語 I	2	2						
		国語 II	2		2					
		国語 III	2			2			留学生以外に対して開講	
		日本語 I	4			4			留学生に対して開講	
		公理	2	2						
		倫理	2		2					
		歴史総合 I	2		2					
		歴史総合 II	2			2			留学生以外に対して開講	
		数学 I A	4	4						
		数学 I B	2	2						
		数学 II A	4		4					
		数学 II B	2		2					
		数学 III	4			4				
		数学 IV	2				2			
		化学	3	3						
		物理 I	1		1					
		物理 II	2		2					
		物理 III	2			2				
		英語 I	4	4						
		英語 II	4		4					
	英語 III	4			4					
	生涯スポーツ I	2	2							
	生涯スポーツ II	2		2						
	生涯スポーツ III	2			2					
	総合科目	リベラルアーツ基礎	1	1						
		リベラルアーツ演習	1		1					
		リベラルアーツ実践	1			1				
		アントレプレナーシップ基礎	1	1						
		日本語 II	2			2			留学生に対して開講	
		総合理科学	2	2						
		英語 IV	2			2				
		実践英会話	2			2				
		生涯スポーツ IV	2			2				
		クリエイティブアーツ	2	2						
	技術者と法	2					2			
開設単位小計（35科目）	74 (76)	25	22	17	8 (10)	2	( )内は留学生の単位計			
選択科目	一般選択	政治学	2				2		選択必修	
		哲学	2				2		3科目中1科目を選択	
		経済学	2				2		留学生以外に対して開講	
		日本文学概論	2					2	選択必修	
		英語 V	2					2	3科目中1科目を選択	
		国際言語文化論	2					2		
		開設単位小計（6科目）	12 (6)				6 (0)	6 (6)	( )内は留学生の単位計	
	履修可能単位小計	4 (2)				2 (0)	2 (2)	( )内は留学生の単位計		
	特別選択	チャレンジセミナー	1		1～5年で随時					各種コンテスト等受賞者に認定
		国際・異文化理解	1		1～5年で随時					海外研修等参加者に認定
		基礎科目応用	1		1～5年で随時					漢字検定や実用英語検定などの資格取得
		特別学習	1		1～5年で随時					ボランティア、特別講義など
		開設単位小計（4科目）	4		4					
履修可能単位小計	4以内		4以内							
開設単位小計（10科目）	12 (6)				6 (0)	6 (6)	特別選択科目を除く、( )内は留学生の単位計			
開設単位合計（45科目）	85	25	21	17	14 (10)	8 (8)	特別選択科目を除く、( )内は留学生の単位計			
履修可能単位合計	78	25	21	17	10	4	特別選択科目を除く			

電子情報通信工学科の専門科目の教育課程表（令和8年度入学以降）

電子情報通信工学科

（令和8年度以降入学者用）

区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2					
		基礎電気学Ⅱ	2		2				
		工学基礎	2	2					
		計算機工学Ⅰ	2		2				
		情報リテラシー	3	3					
		プログラミング入門	1	1					
		プログラミング	2		2				
		データサイエンスⅠ	1		1				
	データサイエンスⅡ	1		1					
	応用数学	2					2		
	応用物理	2				2			
	電気磁気学Ⅰ	2			2				
	電気磁気学Ⅱ	2				2			
	電気回路学Ⅰ	2			2				
	電気回路学Ⅱ	2				2			
	信号伝送工学	2					2		
	電磁波工学	2					2		
	電子計測	2			2				
	通信システム工学	2				2			
	電子回路学Ⅰ	2			2				
	電子回路学Ⅱ	2				2			
	電子工学	2				2			
	計算機工学Ⅱ	2			2				
	デジタル設計	2				2			
	プログラミング応用Ⅰ	2		2					
	プログラミング応用Ⅱ	2			2				
	ネットワーク工学	2				2			
	符号理論	2				2		情報探究系科目(TE)	
	符号処理	1				1			
	総合科目	工学基礎演習Ⅰ	1	1					
		工学基礎演習Ⅱ	2		2				
		電子通信工学実験Ⅰ	4			4			
		電子通信工学実験Ⅱ	4				4		
		電子通信工学実験Ⅲ	4					4	
	卒業研究	10						10	
【必修】開設単位小計(35科目)			80	9	12	16	23	20	
選択科目	専門応用科目	画像処理工学	2				2		
		半導体工学概論	1				1		4年または5年で修得可
		技術英語	1				1		4年または5年で修得可
		Webコミュニケーション	2					2	情報探究系科目(TE)
		デジタル通信方式	2					2	
		デジタルシステム	2					2	
		半導体プロセス	2					2	
		電子材料	1					1	
		電気通信法規	1					1	情報探究系科目(TE)
		AⅠ応用	2					2	情報探究系科目(CI)
		福祉人間工学	2					2	情報探究系科目(CI)
		データ解析	2					2	情報探究系科目(HI)
	情報セキュリティ	2					2	情報探究系科目(HI)	
	特別選択科目	キャリアデザイン	1				1		
		専門科目応用	1			1			
		インターンシップ	1			1			
		アントレプレナーシップチャレンジⅠ	1			1			
		アントレプレナーシップチャレンジⅡ	1			1			
		電子情報特別科目A	1			1			※1
		電子情報特別科目B	1			1			※1
		電子情報特別科目C	1			1			※1
		電子情報特別科目D	2			2			※1
		電子情報特別科目E	2			2			※1
		電子情報特別科目F	2			2			※1
【選択】開設単位小計(24科目)			36						
開設単位合計(59科目)			116						

※1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。指定する科目およびその科目の単位の取り扱いについては、教務委員会から提示する。「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」を参照。

## 【資料4】

カリキュラムポリシーと科目対応表（電子情報通信工学科）

項目	分野	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
1. (工学の基礎)	自然科学系基礎科目	数学ⅠA 数学ⅠB 化学 総合理科	数学ⅡA 数学ⅡB 物理Ⅰ 物理Ⅱ	数学Ⅲ 物理Ⅲ	数学Ⅳ	
	情報系基礎科目	情報リテラシー プログラミング入門	データサイエンスⅠ データサイエンスⅡ プログラミング			
2. (専門力)	電子工学分野	基礎電気学Ⅰ 工学基礎	基礎電気学Ⅱ	電気磁気学Ⅰ 電気回路学Ⅰ 電子回路学Ⅰ 電子計測	応用物理 電気磁気学Ⅱ 電気回路学Ⅱ 電子回路学Ⅱ 電子工学 デジタル設計 半導体工学概論	デジタルシステム 半導体プロセス 電子材料
	情報通信分野		計算機工学Ⅰ プログラミング応用Ⅰ	計算機工学Ⅱ プログラミング応用Ⅱ	通信システム工学 ネットワーク工学 符号理論 信号処理 画像処理工学 福祉人間工学 データ解析	応用数学 信号伝送工学 電磁波工学 Webコミュニケーション デジタル通信方式 電気通信法規 AI応用 情報セキュリティ
	実験・実習・演習	工学基礎演習Ⅰ	工学基礎演習Ⅱ	電子通信工学実験Ⅰ	電子通信工学実験Ⅱ	電子通信工学実験Ⅲ 卒業研究
3. (教養と協働)	人文社会科学系基礎科目	国語Ⅰ 英語Ⅰ 公共 クリエイティブアーツ	国語Ⅱ 英語Ⅱ 倫理 歴史総合Ⅰ	国語Ⅲ 英語Ⅲ 歴史総合Ⅱ	英語Ⅳ 実践英会話 政治学/哲学/経済学	技術者と法 日本文学概論/英語Ⅴ/国際言語文化論 技術英語
	総合型基礎科目	リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	リベラルアーツ演習	リベラルアーツ実践	キャリアデザイン インターンシップ	
4. (実行力と主体性)	総合型基礎科目	生涯スポーツⅠ リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	生涯スポーツⅡ リベラルアーツ演習	生涯スポーツⅢ リベラルアーツ実践	生涯スポーツⅣ キャリアデザイン インターンシップ	
	総合的応用科目					卒業研究

斜体は選択科目





(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
  - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

別記様式第3号(その3の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
(電子情報通信工学科)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	6人	2人	人	11人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	7人	人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	1人	人	人	人	人	人	1人	教職修士
合 計	博 士	人	人	3人	10人	6人	2人	人	21人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	○一般科目担当教員含む
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	1人	人	人	人	人	人	1人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

## 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第6号

制 定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成17年	4月	20日
一部改正	平成18年	4月	4日
一部改正	平成19年	3月	30日
一部改正	平成20年	3月	28日
一部改正	平成23年	3月	30日
一部改正	平成24年	9月	27日
一部改正	平成25年	7月	29日
一部改正	平成27年	3月	26日
一部改正	平成30年	3月	29日
一部改正	令和 2年	2月	27日
一部改正	令和 3年	4月	28日
一部改正	令和 5年	3月	28日
一部改正	令和 5年	12月	25日
一部改正	令和 7年	1月	31日

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

**第2条** この規則は、機構の常勤の教職員（次項に規定する教職員を除く。）に適用する。  
2 船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船舶に乗船勤務する教職員並びに第24条及び第24条の2の規定により再雇用された教職員の就業に関する事項については、別に定める。

## (定義)

**第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教職員 機構に採用された教員及び職員をいう。
- 二 教員 機構において、主に教育、研究の業務に従事する者（校長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手）をいう。
- 三 職員 機構において、前号以外の業務に従事する者をいう。

- 四 昇任 教職員を上位の職に異動させることをいう。
- 五 降任 教職員を下位の職に異動させることをいう。

#### (権限の委任)

**第4条** 理事長は、この規則に規定する権限の一部を校長に委任することができる。

#### (法令との関係)

**第5条** この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

#### (遵守遂行)

**第6条** 機構及び教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

## 第2章 任免

### 第1節 採用

#### (採用)

**第7条** 教職員の採用は、競争試験又は選考により理事長が行う。

#### (教職員の配置)

**第8条** 教職員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して理事長が行う。

#### (労働条件の明示)

**第9条** 教職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、理事長は次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- 五 退職に関する事項

#### (提出書類)

**第10条** 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されること

となる法人の職員から引き続き機構の教職員となった者にあつては、書類の一部について提出を省略することができる。

- 一 入職誓約書
  - 二 履歴書
  - 三 資格に関する証明書
  - 四 住民票記載事項の証明書
  - 五 扶養親族等に関する書類
  - 六 その他理事長が必要と認める書類
- 2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度速やかに、書面で届け出なければならない。

#### (試用期間)

- 第11条** 教職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける。ただし、理事長が特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 2 試用期間中において、理事長が正規の教職員とすることを不相当と認めたときは解雇する。
  - 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

### 第2節 昇任及び降任

#### (昇任)

- 第12条** 教職員の昇任は、選考により理事長が行う。
- 2 前項の選考は、その教職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

#### (降任)

- 第13条** 教職員が次の各号の一に該当する場合には、理事長はその者を降任することができる。
- 一 勤務実績がよくない場合
  - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 その他、必要な適性を欠く場合

#### (希望降任)

- 第13条の2** 次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達する教職員が降任を希望する場合は、当該各号に定める年齢に達した日以後に、理事長はその者を降任することができる。
- 一 教員 63歳
  - 二 職員 60歳

### 第2節の2 管理監督職勤務上限年齢による降任等

#### (管理監督職勤務上限年齢による降任等)

**第13条の3** 理事長は、管理監督職（管理職手当（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「給与規則」という。）第23条の規定に基づく管理職手当をいう。この節において同じ。）の支給を受ける教職員及び同規則別表第5に定める指定職員本給表の適用を受ける教職員をいう。）を占める教職員（校長を除く。）でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している教職員について、異動期間（当該管理監督職上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。この節において同じ。）（第13条の5の規定により延長された期間を含む。）に、管理監督職以外の職への降任又は管理職手当が支給される職の併任の解除をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- 一 教員 63歳
- 二 職員 60歳

#### (管理監督職への採用等の制限)

**第13条の4** 理事長は、管理監督職上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、又は、昇任し、若しくは、管理職手当が支給される職に併任させることができない。

#### (管理監督職上限年齢による降任等の特例)

**第13条の5** 理事長は、第13条の3の規定により降任等をすべき教職員について、管理監督職の欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別な事情があり、管理監督職の欠員の補充が困難となることにより機構の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、当該教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める教職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める教職員について、前項の事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

### 第3節 異動

#### (配置換等)

**第14条** 理事長は業務上の都合により、教職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。

2 前項に規定する配置換等を命ぜられた教職員は、正当な理由なく拒むことができない。

3 出向を命ぜられた教職員の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員出向規則（機構規則第23号）の定めるところによる。

#### (赴任)

**第15条** 教職員が、採用され、又は配置換等を命ぜられたときは、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該発令の日から7日以内に赴任するものとする。

### 第4節 休職及び復職

#### (休職)

**第16条** 教職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を休職とすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
  - 二 刑事事件に関し起訴された場合
  - 三 その他理事長が定める事由による場合
- 2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 前2項に定めるほか、休職の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員休職規則（機構規則第18号）の定めるところによる。

#### (休職期間)

**第17条** 前条第1項第一号の休職期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

- 2 前条第1項第二号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第1項第三号の休職期間は、必要に応じ、5年を超えない範囲内で理事長が定める。
- 4 前条第1項第一号により休職した教職員が、復職した日以後1年に達するまでの間に、再度、同一の傷病（その症状及び要因等が明らかに異なる傷病以外の傷病をいう。）により休職したときは、当該傷病による休職の期間は連続しているものとみなし、復職前の休職の期間に通算するものとする。

#### (休職の手続)

**第18条** 教職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を理事長が交付して行うものとする。ただし、教職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

#### (復職)

**第19条** 理事長は、第17条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、その者に復職を命ずる。ただし、第16条第1項第一号の休職については、教職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

- 2 復職する職場は、原則として、休職前の職場とする。

## 第5節 退職及び解雇

### (退職)

**第20条** 教職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、教職員としての身分を失う。

- 一 退職を届け出て理事長から承認された場合、又は退職を届け出て14日を経過した場合
- 二 定年による退職の日に達した場合
- 三 第17条第1項又は第3項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 四 死亡した場合
- 五 雇用期間が満了した場合

### (自己都合による退職手続)

**第21条** 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、理事長に文書をもって届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までに届け出なければならない。

- 2 教職員は、退職を届け出ても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

### (定年)

**第22条** 教職員の定年は、65歳とする。この場合、退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

### (定年による退職の特例)

**第23条** 前条の規定にかかわらず、その教職員の職務の特殊性又はその教職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期限を定め、定年退職日を延長することができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限は、1年を超えない範囲内で延長することができる。
- 3 前2項の規定による定年退職日の延長の期限は、定年退職日の翌日から起算して5年を超えないものとする。

### (校長の退職特例)

**第23条の2** 第22条の規定にかかわらず、校長の人材確保及び学校運営の活性化を図るため必要と認めるときは、理事長は、校長の定年を超えた者について、第22条に定める定年退職日の翌日以降に、期間を定め、校長に採用することができる。

- 2 前項の期間は、3年を超えない範囲内で理事長が定める期間とする。ただし、理事長が認めるときは、3年を超えない範囲内でこれを更新することができる。
- 3 前2項による期間の末日は、その者が年齢70歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 4 この条により採用された校長の退職は、第20条第二号の退職とする。

#### (定年退職後等の再雇用)

**第24条** 第22条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した教職員について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認める場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前2項の規定による期間については、その末日はその者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、定年退職後等の再雇用（第22条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した教職員に対する再雇用をいう。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号。以下「再雇用規則」という。）の定めるところによる。

#### (定年前再雇用短時間勤務)

**第24条の2** 理事長は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達した日以後に退職した教職員を短時間勤務の教職員に採用することができる。

- 一 教員（校長を除く。） 63歳
- 二 職員 60歳

- 2 前項の規定により採用された教職員（次項において「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の雇用期間は、採用の日から65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。
- 3 前2項に定めるほか、定年前再雇用短時間勤務教職員の取扱いについては、再雇用規則の定めるところによる。

#### (当然解雇)

**第25条** 教職員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長はその者を解雇する。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

#### (その他の解雇)

**第26条** 教職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を解雇することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり，又はこれに堪えない場合
- 三 事業の運営上のやむを得ない事情により，組織の改廃を行う必要が生じ，他の職務に転換させることが困難な場合
- 四 国務大臣，国会議員，地方公共団体の長，地方公共団体の議会の議員その他公職に就任することにより，職務の遂行が困難な場合

#### (解雇制限)

**第27条** 前2条の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし，第一号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ，労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は，この限りでない。

- 一 業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 労基法第65条第1項及び第2項に定める産前産後の期間及びその後30日間

#### (解雇予告)

**第28条** 第25条及び第26条の規定により教職員を解雇する場合は，少なくとも30日前に本人に予告をするか，又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし，試用期間中の教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は労基法第20条第3項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は，この限りでない。

2 前項の予告日数は，解雇予告手当を支払った日数に応じて短縮することができる。

#### (退職後の責務)

**第29条** 退職し，又は解雇された者は，在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (退職証明書)

**第30条** 理事長は，退職し，又は解雇された者が退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は，遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は，その理由）

3 証明書には前項の事項のうち，退職し，又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

4 理事長は、解雇を予告された者が、解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の事由の証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

### 第3章 給与

#### (給与)

第31条 教職員の給与については、給与規則の定めるところによる。

### 第4章 服務

#### (誠実義務)

第32条 教職員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

#### (職務専念義務)

第33条 教職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

#### (職務専念義務免除期間)

第34条 教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 労働時間内に組合交渉に参加することを理事長が承認した期間
  - 二 第60条の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
  - 三 第61条第2項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
  - 四 第61条第3項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
  - 五 労働時間内に人間ドック等の総合的な健康診査を受けることを理事長が承認した期間（一の年において1日（健康診査が2日以上にわたるものである場合は2日）（交通機関の状況から、健康診査が行われる日又はその前日に宿泊することが必要と認められる場合は、必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内の期間）
  - 六 教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項に基づき女性検診を受診するために労働しないことを理事長が承認した期間
  - 七 労働時間内に第42条第3項の定めるところにより勤務場所を離れて研修を行うことを理事長が承認した期間
  - 八 教員が、博士号取得のために、大学等の研究機関で研究論文指導等を受けることを理事長が承認した期間
- 2 前項第八号の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則に準じて行うものとする。

#### (服務規律)

**第35条** 教職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

#### (遵守事項)

**第36条** 教職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の名誉となるような行為をしないこと。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 三 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 四 理事長の許可なく、事業を営み、又は職務以外の業務に従事しないこと。
- 五 機構の敷地及び施設内（以下「機構内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 六 機構内で、宗教活動、選挙運動その他の政治活動をしないこと。
- 七 理事長の許可なく、機構内で放送・宣伝・集会又は文書・図画の配布・回覧掲示（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じるものを含む。）その他これに準ずる行為をしないこと。
- 八 理事長の許可なく、機構内で、営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしないこと。
- 九 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく機構外に漏らさないこと。

#### (教職員の倫理)

**第37条** 教職員の職務に係る倫理については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員倫理規則（機構規則第25号）の定めるところによる。

#### (ハラスメントの防止等に関する措置)

**第38条** ハラスメントの防止等に関する措置は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）の定めるところによる。

#### (入場禁止又は退場)

**第39条** 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、その者の機構内への入場を禁止し、又は機構内から退場させることがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
  - 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
  - 三 衛生上有害と認められる場合
  - 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合
- 2 前項の規定により入場を禁止させられたとき、又は所定の終業時刻前に退場させられたときはそれ以降を欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

#### (兼業の制限)

**第40条** 教職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 前項に定めるほか、教職員の兼業については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の兼業に関する規則（機構規則第27号）の定めるところによる。

## 第5章 労働時間及び休暇等

### （労働時間及び休暇等）

**第41条** 教職員の労働時間及び休暇等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号）の定めるところによる。

## 第5章の2 在宅勤務

### （在宅勤務）

**第41条の2** 教職員は、理事長の許可を受けた場合、一定期間、当該教職員の自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）に従事することができる。

2 前項に定めるほか、教職員の在宅勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構在宅勤務規則（機構規則第136号）の定めるところによる。

## 第6章 研修

### （研修）

**第42条** 理事長は、教職員に業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ずることができる。

2 理事長は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教員は、業務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 前3項に定めるほか、教職員の研修については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則（機構規則第28号）の定めるところによる。

## 第7章 賞罰

### （表彰）

**第43条** 理事長は、次の各号の一に該当すると認める教職員を表彰する。

- 一 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- 二 機構の名誉となり、又は教職員の模範となる功労があった場合

三 その他理事長が必要と認める場合

(表彰の方法)

**第44条** 表彰は、賞状を授与して行い、副賞を添えることがある。

**第45条** 前2条に定めるほか、教職員の表彰については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（機構規則第29号）の定めるところによる。

(懲戒の種類)

**第46条** 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の半額を上限とし、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1の額を上限として給与から減ずる。
- 三 停職 1年を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、14日以内にこれに応じないときは、解雇する日の30日前に予告し、又は30日以上平均賃金を支払って即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。

(懲戒)

**第47条** 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、その者に対し懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど労働を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 機構の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で機構内の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 第35条の服務規律及び第36条の遵守事項に違反をした場合
- 九 その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

**第48条** 前2条に定めるほか、懲戒については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号。以下「懲戒規則」という。）の定めるところによる。

(訓告等)

**第49条** 理事長は、第47条に定める懲戒に該当するに至らない者に対して、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行う。

2 前項に定めるほか、訓告及び嚴重注意については、懲戒規則の定めるところによる。

**(損害賠償)**

**第50条** 教職員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合には、理事長は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

**第8章 安全衛生**

**(協力義務)**

**第51条** 教職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、機構が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

**(安全・衛生管理)**

**第52条** 理事長は、教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

**(安全・衛生教育)**

**第53条** 教職員は、機構が行う安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならない。

**(非常災害時の措置)**

**第54条** 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

**(安全及び衛生に関する遵守事項)**

**第55条** 教職員は、安全及び衛生を確保するために次の事項を守らなければならない。

- 一 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該区域に立ち入らないこと。

**(健康診断)**

**第56条** 教職員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、理事長は教職員に就業の禁止、労働時間の制限等当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 教職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

### (就業の禁止)

**第57条** 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することができる。

- 一 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者
- 二 労働のため病勢が悪化するおそれのある者
- 三 前2号に準ずる者

**第58条** 前7条に定めるほか、教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号）の定めるところによる。

## 第9章 女性

### (妊産婦である教職員の就業制限等)

**第59条** 理事長は、妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

- 2 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、深夜業（午後10時から午前5時までの間における労働をいう。）又は所定の労働時間以外の労働をさせない。

### (妊産婦である教職員の保健指導・健康診査)

**第60条** 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために労働しないことを承認する。

### (妊産婦である教職員の業務軽減等)

**第61条** 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

- 2 理事長は、妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、労働をしないことを承認することができる。
- 3 理事長は、妊娠中の教職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で労働しないことを承認する。

### (生理日の就業が著しく困難な教職員に対する措置)

**第62条** 理事長は、生理日の就業が著しく困難な教職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に労働させない。

## 第10章 出張及び旅費

### (出張及び旅費)

第63条 理事長は、業務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

2 前項の出張に要する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則(機構規則第49号)の定めるところによる。

## 第11章 災害補償

### (災害補償)

第64条 教職員が業務上の災害(負傷, 疾病, 障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償, 被災教職員の社会復帰の促進, 被災教職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては, 労基法及び労災法の定めるところによる。

## 第12章 退職手当

### (退職手当)

第65条 教職員の退職手当については, 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則(機構規則第17号)の定めるところによる。

## 第13章 研究成果

### (研究成果の取扱い)

第66条 機構における教育研究の過程又は結果として, 教職員が作製又は取得した教材, 材料, 改良, 技術情報及びノウハウに関する一切の権利(次項の発明, 考案, 意匠及びプログラム著作物に関するものは除く。)は, 機構に帰属する。

2 機構における教育研究の過程又は結果として, 教職員がなした特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項で規定される発明, 実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項で規定される考案, 意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項で規定される意匠及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第十号の二で規定されるプログラム著作物は, 機構に譲渡するものとする。

3 前2項に関する取扱いは, 独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則(機構規則第40号)の定めるところによる。

### (研究成果の発表)

**第67条** 教職員は、前条に定める権利の発生を伴い得る研究成果を発表しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得て、理事長に届け出なければならない。

**附 則（平成16年4月1日制定）**

**（施行期日）**

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**（定年の特例）**

2 この規則の施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第2項第二号及び人事院規則11－8第3条の適用を受けていた職員が、引き続き機構の職員となった場合の定年は、第22条第三号の規定にかかわらず、63歳とする。

**（定年退職日の延長の特例）**

3 この規則の施行日の前日に国公法第81条の3の規定による勤務延長を予定していた者については、第23条の適用を受けていたものとみなす。

**附 則（平成17年4月20日一部改正）**

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

**附 則（平成18年4月4日一部改正）**

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

**附 則（平成19年3月30日一部改正）**

**（施行期日）**

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**（規則の廃止）**

2 独立行政法人国立高等専門学校機構外国人教師就業規則（規則第16号）は廃止する。

**附 則（平成20年3月28日一部改正）**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成23年3月30日一部改正）**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則（平成24年9月27日一部改正）**

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則（平成 25 年 7 月 29 日一部改正）**

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）**

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 30 年 3 月 29 日一部改正）**

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 2 年 2 月 27 日一部改正）**

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 4 月 28 日一部改正）**

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 5 年 3 月 28 日一部改正）**

**（施行期日）**

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**（定年年齢等に関する経過措置）**

2 教職員（校長を除く。）の令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 2 2 条及び第 2 4 条の 2 第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「65 歳」とあるのは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 教員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

二 職員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

**（定年退職後等の再雇用に関する経過措置）**

3 第 2 4 条の規定は、前項による定年年齢の経過措置が適用される期間における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置として存置するものとし、第 2 4 条の規定は、令和 13 年 4 月 1 日

をもって廃止する。

#### 附 則（令和 5 年 1 2 月 2 5 日一部改正）

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

##### （休職期間の通算に関する経過措置）

- 2 この規則の施行日において第 1 6 条第 1 項第一号の規定により休職中の教職員については、施行日に休職が開始したものとみなして、改正後の第 1 7 条第 4 項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行日の前日までに第 1 6 条第 1 項第一号の規定により休職し、かつ復職した教職員の施行日前の休職期間については、改正後の第 1 7 条第 4 項の規定を適用しない。

#### 附 則（令和 7 年 1 月 3 1 日一部改正）

この規則は、令和 7 年 1 月 3 1 日から施行する。ただし、改正後の第 2 5 条の規定については令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

熊本高等専門学校内部組織規則

平成 21 年 10 月 1 日制定  
平成 22 年 3 月 30 日一部改正  
平成 22 年 7 月 29 日一部改正  
平成 22 年 12 月 21 日一部改正  
平成 24 年 6 月 21 日一部改正  
平成 25 年 3 月 19 日一部改正  
平成 26 年 3 月 19 日一部改正  
平成 27 年 3 月 18 日一部改正  
平成 28 年 2 月 16 日一部改正  
平成 30 年 12 月 11 日一部改正  
令和 2 年 9 月 15 日一部改正  
令和 4 年 11 月 25 日一部改正  
令和 7 年 1 月 24 日一部改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 教育組織
- 第 3 章 教員組織等
- 第 4 章 運営組織
- 第 5 章 雑則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 12 条の規定に基づき、本校の内部組織（事務組織を除く。）を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「教員」とは、学則第 9 条第 1 項に定める教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(副校長及び主事)

第 3 条 学則第 10 条第 1 項の副校長及び主事の数は、各キャンパスそれぞれ 1 人とする。

2 副校長及び教務主事は、教授をもって、学生主事、寮務主事及び総務主事は、教授又は准教授をもって充てる。

(校長補佐)

第 4 条 各キャンパスに校長補佐を置き、主事をもって充てる。

2 校長補佐は、校長の職務を補佐する。

(校長特別補佐)

第4条の2 本校に、校長特別補佐を置くことができる。

- 2 校長特別補佐は、校長が命ずる特別な事項を担当し、校長を補佐する。
- 3 校長特別補佐は、本校の教職員のうちから校長が任命する。
- 4 校長特別補佐の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(主事補)

第5条 主事の職務を補佐するため、各キャンパスに教務主事補、学生主事補、寮務主事補及び総務主事補(以下「主事補」という。)をそれぞれ若干名置く。

- 2 主事補は、教員のうちから主事の推薦に基づき、校長が任命する。
- 3 主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 教育組織

(学科等の配置)

第6条 学科及び専攻の各キャンパスへの配置は、次のとおりとする。

### (1) 熊本キャンパス

- イ 情報通信エレクトロニクス工学科 (TE)
- ロ 制御情報システム工学科 (CI)
- ハ 人間情報システム工学科 (HI)
- ニ 電子情報システム工学専攻 (AE)

### (2) 八代キャンパス

- イ 機械知能システム工学科 (MI)
- ロ 建築社会デザイン工学科 (AC)
- ハ 生物化学システム工学科 (BC)
- ニ 生産システム工学専攻 (AP)

- 2 学則に定める学科及び専攻のほか、各キャンパスに基幹教育科 (GK 及び GY) を置く。

(学科長)

第7条 学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、第10条第1項に定める分野長のうちから、校長が任命する。
- 3 学科長は、学科を代表し、学科の教育活動及び学生指導等について総括し、及び連絡調整等を行う。
- 4 学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(基幹教育科長)

第7条の2 基幹教育科に基幹教育科長を置く。

- 2 基幹教育科長は、第10条第1項に定める基幹教育部門長又は副部門長のうちから、校長が任命する。
- 3 基幹教育科長は、基幹教育科の教育活動及び学生指導等について総括し、及び連絡調整等を行う。
- 4 基幹教育科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科長等)

第8条 専攻科に専攻科長及び副専攻科長を、専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻科長は、専攻科を代表し、及び専攻科を総括する。
- 3 副専攻科長は、専攻科長の業務を補佐する。
- 4 専攻長は、専攻の教育活動及び学生指導等について総括し、及び連絡調整等を行う。
- 5 専攻科長及び副専攻科長は、専攻長が兼ねるものとし、専攻長は、教授のうちから校長が任命する。
- 6 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 教員組織等

(部門、センター及び分野)

第9条 教員は、次表の左欄に掲げる部門の右欄に掲げる分野、プロジェクト教育部門又は情報教育セキュリティセンターのいずれか一つに所属する。

部門／センター	分野
電子情報教育部門	情報通信エレクトロニクス工学(TE)分野
	制御情報システム工学(CI)分野
	人間情報システム工学(HI)分野
生産工学教育部門	機械知能システム工学(MI)分野
	建築社会デザイン工学(AC)分野
	生物化学システム工学(BC)分野
基幹教育部門	理数総合科学分野
	人文社会科学分野
プロジェクト教育部門	
情報教育セキュリティセンター	

- 2 各分野は、部門、分野並びに学科、基幹教育科又は専攻科の運営（学科長、基幹教育科長及び専攻長の任務に関するものを除く。）に関する業務を行う。
- 3 第1項に定める各分野、プロジェクト教育部門及び情報教育セキュリティセンター（以下「センター」という。）に所属する教員については、校長が任命する。

(部門長等)

第10条 部門（プロジェクト教育部門を除く。）に部門長、センターにセンター長及び副センター長、基幹教育部門に副部門長、電子情報教育部門及び生産工学教育部門の分野に分野長を置く。

- 2 部門長、センター長、副部門長、副センター長及び分野長（以下「部門長等」という。）は、当該部門、分野又はセンターに所属する教授のうちから、校長が任命する。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子情報教育部門及び生産工学教育部門の長は、専攻長をもって充てる。
- 4 部門長等は、当該部門、分野又はセンターの総括及び連絡調整等を行う。
- 5 部門長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期

は、前任者の残任期間とする。

(センター等)

第10条の2 本校に次表に掲げるセンター等及びグループを置く。

センター等	グループ
技術教育支援センター	熊本技術支援グループ 八代技術支援グループ
保健管理センター	
図書館	
建設技術材料試験所	

2 センター等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 運営組織

(運営組織)

第11条 本校の管理運営等を円滑に行うため、次の運営組織を置く。

- (1) 企画運営
- (2) 管理運営
- (3) 学務運営
- (4) 学生支援
- (5) センター等運営
- (6) 特定業務
- (7) コンプライアンス
- (8) 運営諮問

2 前項各号の運営組織に、別表のとおり、会議、室、委員会等（以下「会議等」という。）を置く。

3 会議等に関し必要な事項は、別に定める。

4 第2項に定めるもののほか、校長は、必要に応じ、別に会議等を置くことができる。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、内部組織に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 学則第8条第1項の学科及び第4条第1項の共通教育科のほか、学則附則第2項に規定する教育のうち一般科目の教育を行うため、一般科目及び一般科を置く。
- 3 前項の一般科目又は一般科は、学則附則第4項第1号から第8号までに規定する学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日において廃止する。
- 4 第7条第2項の学科長等のほか、学則附則第4項第1号から第8号までの学科、第2項の一般科目及び一般科（以下「旧学科等」という。）に、それぞれ学科長、一般科目長及び一般科長（以下「旧学科長等」という。）を置く。

5 第8条第7項の専攻科委員会，第9条第1項各号に規定する委員会等，第10条第4項の運営委員会及び各キャンパス委員会の委員に関しては，平成26年3月31日までの間，学科長等に旧学科長等を，学科等から選出される委員に旧学科等から選出される委員を加えることができるものとする。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年7月29日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年12月21日から施行する。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。

2 次の規則は，廃止する。

(1) 熊本高等専門学校熊本キャンパス内部組織規則（平成22年4月1日制定）

(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス内部組織規則（平成22年4月1日制定）

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和2年9月15日から施行し，令和2年9月1日から適用する。

附 則

この規則は，令和4年11月25日から施行し，令和4年10月13日から適用する。

附 則

1 この規則は，令和7年4月1日から施行する。

2 熊本高等専門学校校長特別補佐に関する規則（令和5年2月24日制定）は，廃止する。

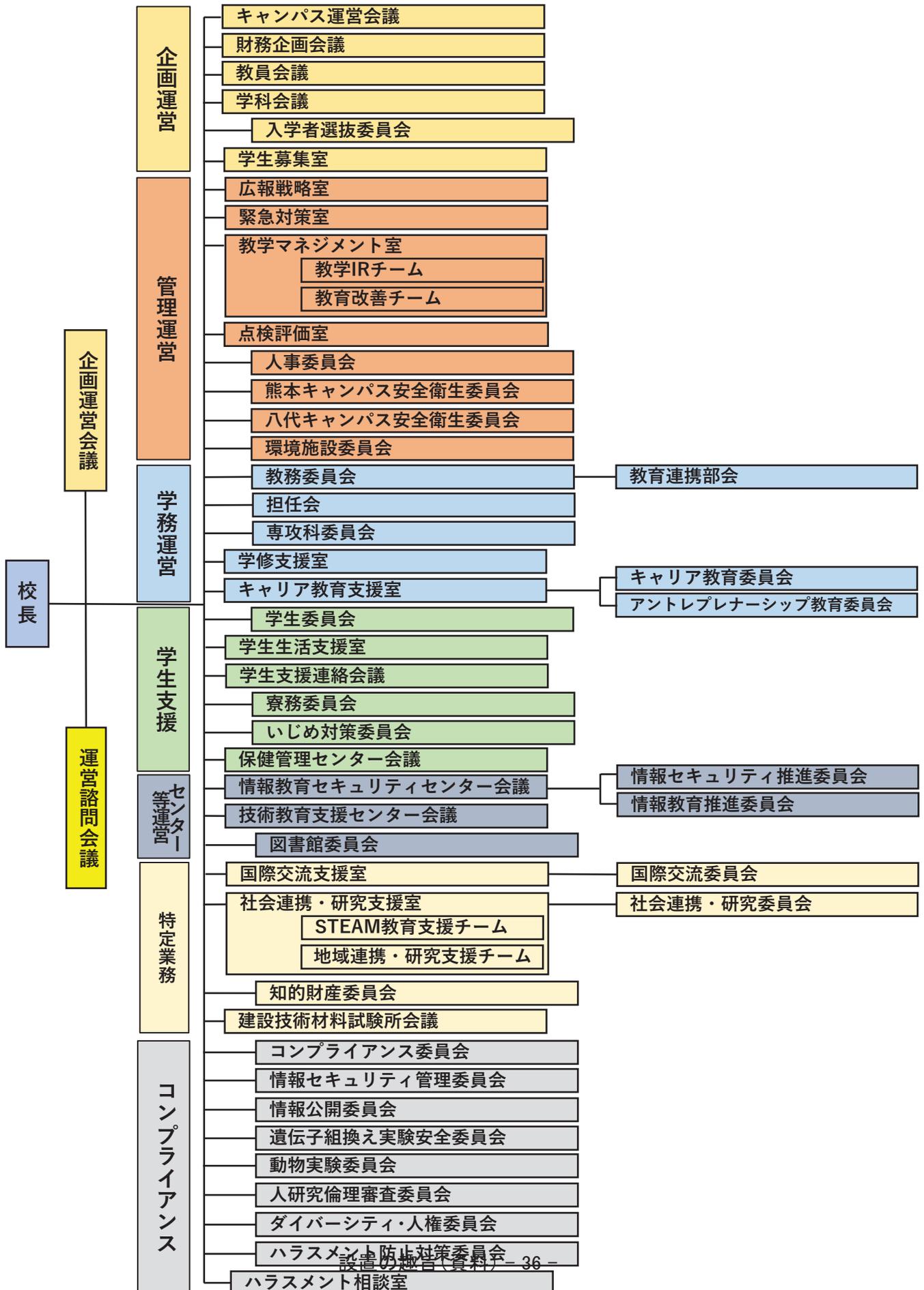
別表（第11条関係）

運営組織	会議等
企画運営	企画運営会議 キャンパス運営会議

	財務企画会議 教員会議 学科会議 入学者選抜委員会 学生募集室
管理運営	広報戦略室 緊急対策室 教学マネジメント室 教学IRチーム 教育改善チーム 点検評価室 人事委員会 熊本キャンパス安全衛生委員会 八代キャンパス安全衛生委員会 環境施設委員会
学務運営	教務委員会 教育連携部会 担任会 専攻科委員会 学修支援室 キャリア教育支援室 キャリア教育委員会 アントレプレナーシップ教育委員会
学生支援	学生委員会 学生生活支援室 学生支援連絡会議 寮務委員会 いじめ対策委員会 保健管理センター会議
センター等運営	情報教育セキュリティセンター会議 情報セキュリティ推進委員会 情報教育推進委員会 技術教育支援センター会議 図書館委員会
特定業務	国際交流支援室 国際交流委員会 社会連携・研究支援室 STEAM教育支援チーム

	地域連携・研究支援チーム 社会連携・研究委員会 知的財産委員会 建設技術材料試験所会議
コンプライアンス	コンプライアンス委員会 情報セキュリティ管理委員会 情報公開委員会 遺伝子組換え実験安全委員会 動物実験委員会 人研究倫理審査委員会 ダイバーシティ・人権委員会 ハラスメント防止対策委員会 ハラスメント相談室
運営諮問	運営諮問会議

熊本高専運営組織（各種委員会等）



## 熊本高等専門学校自己点検評価及び外部評価実施要項

令和4年3月31日制定

令和4年11月25日一部改正

令和7年3月14日一部改正

## (趣旨)

第1条 この要項は、熊本高等専門学校学則第1条の2第2項に基づき、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）及び外部評価の実施に関して、必要な事項を定める。

## (自己点検評価の実施)

第2条 本校の自己点検評価は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 別紙1の「熊本高等専門学校組織図（点検評価・教学マネジメントサイクル）」に基づき、毎年、各種委員会が別紙2の「教育システム点検改善シート」を作成することとし、点検評価室（以下「室」という。）は、必要に応じ本校の運営組織（以下「運営組織」という。）に自己点検と改善を依頼し、その改善結果について報告を求めるものとする。
- (2) 室は、運営組織の協力を得て、5から7年ごとに、別表に掲げる「評価項目及び評価基準」（以下「基準」という。）に基づき、本校が行う教育研究活動等の目的への達成状況及び成果等を勘案した上で、基準ごとに設けた観点に係る現状分析及び整理を行うことにより実施する。

## (自己点検評価の評語)

第3条 前条第2号の自己点検評価は、達成度に応じて、次の評語により評価を行う。

評語	評 価
A	基準を満たしている。
B	ほぼ基準を満たしている。
C	基準を満たしているが、更なる改善が望ましい。
D	基準を満たしていないので、改善を要する。

## (自己点検評価結果の報告)

第4条 室長は、第2条第2号により実施した結果に基づき自己点検評価報告書を作成し、企画運営会議に報告するものとする。

## (外部評価の実施)

第5条 本校の外部評価は、別紙1の「熊本高等専門学校組織図（点検評価・教学マネジメントサイクル）」に基づき、校長が、熊本高等専門学校運営諮問会議規則第3条に定める事項を運営諮問会議に報告し、運営諮問会議は、自己点検評価報告書、ヒアリング等により評価及び検証を行うものとする。

(外部評価結果の報告)

第6条 運営諮問会議は、評価及び検証の結果を校長に報告し必要な提言を行うものとする。

(外部評価結果の改善)

第7条 校長は、前条の報告に基づき、室に改善の検討を行うように指示する。

2 室は、前条の報告内容を協議し、改善が必要と認めた事項について次項に定める対応区分を決定し、関係する運営組織に改善策の作成を付託するとともに、これに基づいた改善を指示するものとする。

3 前項の対応区分は、次のとおりとする。

評語	評 価
A	改善に向けた対応を実施している。
B	改善に向けた対応を、直ちに行う必要がある。
C	改善に向けた対応を、将来的に行う必要がある。
D	改善に向けた対応には、十分な検討が必要である。

4 第2項により改善策の作成の付託及びこれに基づいた改善の指示を受けた運営組織は、改善策及び改善結果を室に提出しなければならない。

5 室は、前項の改善策及び改善結果の取りまとめを行うとともに、基準に対する第3条の達成度を再度評価し、事項に定める対応区分を決定し、運営諮問会議に報告するものとする。

(改善策及び改善結果の公表)

第8条 室長は、前条第5項により行った報告を社会に公表するものとする。

(基準等の見直し)

第9条 第2条第2号に定める基準は、本校の目的、目標、方針等及び点検評価の目的を踏まえ、一貫性を保ちつつ時代の要請等を鑑み、必要に応じて見直すものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、自己点検評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

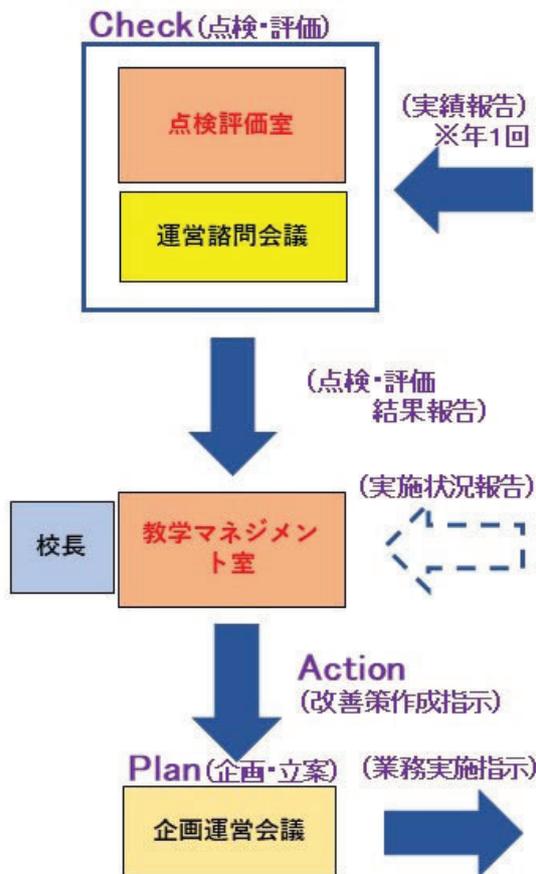
この要項は、令和4年11月25日から施行し、令和4年10月13日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

### 点検評価・教学マネジメントサイクル

Do(実施) ※企画運営会議への提案を含む



- |                   |  |
|-------------------|--|
| <b>【企画管理運営】</b>   |  |
| キャンパス運営会議 ※       |  |
| 教員会議              |  |
| 学科会議              |  |
| 入学者選抜委員会          |  |
| 学生募集室             |  |
| 広報戦略室             |  |
| 緊急対策室             |  |
| 人事委員会             |  |
| 熊本キャンパス安全衛生委員会    |  |
| 八代キャンパス安全衛生委員会    |  |
| 環境施設委員会           |  |
| 情報教育セキュリティセンター    |  |
| 技術教育支援センター        |  |
| <b>【教育】</b>       |  |
| 教務委員会             |  |
| 担任会               |  |
| 専攻科委員会            |  |
| 学修支援室             |  |
| キャリア教育支援室         |  |
| <b>【学生生活】</b>     |  |
| 学生委員会             |  |
| 学生生活支援室           |  |
| 学生支援連絡会議          |  |
| 寮務委員会             |  |
| いじめ対策委員会          |  |
| 保健管理センター会議        |  |
| 図書委員会             |  |
| <b>【社会連携・研究】</b>  |  |
| 国際交流支援室           |  |
| 社会連携・研究支援室        |  |
| 知的財産委員会           |  |
| 建設技術材料試験所会議       |  |
| <b>【コンプライアンス】</b> |  |
| コンプライアンス委員会       |  |
| 情報セキュリティ管理委員会     |  |
| 情報公開委員会           |  |
| 遺伝子組換え実験安全委員会     |  |
| 動物実験委員会           |  |
| 人研究倫理審査委員会        |  |
| ダイバーシティ・人権委員会     |  |
| ハラスメント防止対策委員会     |  |
| ハラスメント相談室         |  |

別紙2

年度 教育システム点検改善シート

昨年度の「要改善事項」、年間の活動状況（主たるもので、年度末までに実施予定を含む）及び現状についての点検結果並びに次年度以降の改善すべき事項及び計画について御記入ください。（必要な場合は適宜枠を広げるなどして御使用ください）

提出期限： 月 日 提出先：総務課

（なお、提出後において、翌年度の要改善事項や計画に変更がある場合は、修正版を5月末までに御提出ください）

記入部署： \_\_\_\_\_

記入責任者 役職・氏名： \_\_\_\_\_

記入年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(1) 昨年度の「要改善事項及び計画」

※昨年度のシートに記載されている「(3) 次年度以降の要改善事項および計画」をコピーしてください。

(2) 1年間の活動状況（主たるもの）及び現状についての点検結果

※上記(1)に対する取組と改善結果も記入してください。

(3) 次年度以降の要改善事項及び計画

(4) その他（補足事項などありましたら御記入ください）

別表

熊本高等専門学校自己点検・評価基準

評価項目	評価基準	観点	
1. 教育の質保証システム	(1) 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	①教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	
		②内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	
		③学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	
		④自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	
	(2) 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	(準学士課程)	①準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
			②準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
			③準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
		(専攻科課程)	④専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
			⑤専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認

		定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
		⑥専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
	(3) 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	①学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。
2. 教育組織及び教員・教育支援者等	(1) 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	①学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
		②専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
		③教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
	(2) 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	①学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
		②学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
		③学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
	(3) 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	①全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
		②教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

	<p>(4) 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p>	<p>①授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。</p> <p>②学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。</p> <p>③教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>
<p>3. 学習環境及び学生支援等</p>	<p>(1) 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。</p>	<p>①学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。</p> <p>②教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。</p> <p>③図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。</p>
	<p>(2) 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。</p>	<p>①履修等に関するガイダンスを実施しているか。</p> <p>②学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p> <p>③特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。</p> <p>④学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p> <p>⑤就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。</p>

		⑥学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
		⑦学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。
4. 財務基盤及び管理運営	(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	①学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
		②学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
		③学校の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む)に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
		④学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
	(2) 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	①管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
		②危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
		③外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
		④外部の教育資源を積極的に活用しているか。
		⑤管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント)が組織的に行われているか。
	(3) 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。	①学校における教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。

5. 準学士課程の教育課程・教育方法	(1) 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	①教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
		②教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。
		③創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。
	(2) 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	①教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
		②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。
	(3) 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	①成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
②卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。		
6. 準学士課程の学生の受入れ	(1) 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	①入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
		②入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

		③実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
7. 準学士課程の学習・教育の成果	(1) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	①成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
		②達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
		③就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。
8. 専攻科課程の教育活動の状況	(1) 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	①教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
		②準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
		③教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
		④教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
		⑤成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
		⑥修了認定基準が、修了の認定に関する方針（デ

		イプロマ・ポリシー) に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
	(2) 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー) に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	①入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー) に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 ②入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ③実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
	(3) 修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	①成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 ②達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 ③就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ④修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
9. 研究活動の状況	(1) 本校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。	①研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。 ②研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。 ③研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。 ④研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能し

		ているか。
10. 地域貢献活動等の状況	(1)本校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	①地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。
		②地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。
		③地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。
		④地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。